

■ サービス付高齢者向け住宅などへの訪問介護の割合も把握へ 厚労省

- ・厚生労働省は1月30日、2025年度の介護事業経営概況調査で訪問系サービス事業所を対象に延べ訪問回数に占めるサービス付高齢者向け住宅や養護老人ホーム、有料老人ホームへの訪問の割合のほか、訪問の移動手段・時間を聞く項目などを追加する方針を社会保障審議会・介護給付費分科会の「介護事業経営調査委員会」に示し、了承された。
- ・また、介護ロボットやICTといった介護テクノロジーの導入状況や保守・点検費用も全ての介護施設・事業所に尋ねる。一方、記入者の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目や財務活動による支出の項目を削除する。
- ・25年度の介護事業経営概況調査は、厚労省が5月ごろに開始する。対象の施設や事業所の経営状況を把握し、27年度に控える次期介護保険制度の改正や介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることが目的。
- ・全ての介護保険サービスから無作為で抽出した施設や事業所が調査対象で、訪問介護は事業所全体の20分の1とし、それ以外のサービスは前回の22年度概況調査と同じ抽出率とする。
- ・調査結果は、厚労省が12月ごろに公表した後、介護給付費分科会に報告する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第40回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会資料  
令和7年1月30日（木）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_50112.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50112.html)